

令和7年9月16日

令和7年第9回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年9月16日 10時00分 岩国市民文化会館 小ホールにおいて総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 片山 剛	2 番 藤村 幸生	3 番 藤村 浩司
4 番 隅 ふじ江	6 番 小林 識史	7 番 小林 増次
8 番 藤本 哲	9 番 松村 紀彦	10 番 小橋 和紀
11 番 黒崎 友美	12 番 迫田 瑞恵	13 番 佐崎 恭児
14 番 中尾 正浩	15 番 塚田 由美子	16 番 二武 富男
17 番 藤中 京子	18 番 梅川 仁樹	19 番 原田 孝親

3 本日の総会に欠席した委員

5 番 林 聖文

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 藤本 慎司
由宇支所 河村 弘志	周東支所 木村 茂泰
錦支所 中谷 和政	美和支所 田村 尚巳
事務局 飴屋 陽子	

5 会長は、午前10時、委員総数19名のうち、18名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

13 番 佐崎 恭児 14 番 中尾 正浩

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 1 農地利用最適化推進委員の退任について
- 2 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 5 農地所有適格法人報告書の提出について
- 6 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、18名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、13番佐崎恭児委員と14番中尾正浩委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、146㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明させていただきます。

申請地は、錦の総合支所から南西へ約200mの場所に位置している農地です。

譲渡人は亡き父が昭和63年に売買で申請地を取得していたが、平成29年に相続したが、遠方に住んでいることから耕作しておらず、今後も耕作する予定がないので、申請地近くに家屋を所有している譲受人に贈与することとしたそうです。譲受人は申請地を今後耕作することとしており、農業経験や農機具等について問題ないと思われます。この度、初めて自分の農地を取得し夫婦で自家用の野菜栽培を行うとのことでした。

8月20日に支所担当者と調査項目に従い現地調査をいたしましたが、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,030㎡ほか7筆、合計3,523㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。
では、担当の二武委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

はい。それでは追加説明をいたします。

申請地は、美和総合支所から東南東に約5kmの農地です。

譲渡人は父より当該土地を相続しましたが、遠方に居住するため維持管理をするのが困難なため誰かに譲渡にしようと思っていたところ、知人から譲受人を紹介され、今回の申請となったものです。譲受人は、22歳と若いのですが、以前から農業をしたいと思っていたところ、知人から今回の件を紹介されたので農業の知識は、両親から学び、地域の方々とも交流を深めながら農業をしたいと考えており、現在は会社員ですが将来的には本格的に農業をしたいと考えているとのことです。農機具については現在所有しておりませんが、地域の方から借り受けながら少しずつ買いそろえる予定とのことです。

現地調査は8月26日に調査項目に従い現地調査を行いましたが無事3条許可は適当と思われます。なお、私の考えといたしましては、現状のまま放置しますと数年先には、農地に戻すことは困難になると思います。若い力で維持していただきたいと思っております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

続いて、「議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、地上権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,029㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤本委員、追加説明をお願いします。

第 8 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、岩国市通津出張所から北へ約1.2kmの場所に位置しております農地でございます。

譲受人は再生エネルギー事業に取り組むことで耕作困難な土地を管理し、有効活用するために太陽光パネルを設置するものであります。譲渡人

は相続により当該土地を取得しましたが、高齢により長年耕作放棄地となり、除草等の管理も困難でありまして、今後管理することができないことから譲受人へ太陽光発電所の事業用地として地上権設定をし活用していただくものになったものであります。

9月2日に事務局職員と調査項目に従って現地調査を行いました。事業計画書等も確認いたしましたが周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,384㎡ほか1筆、合計3,781㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は、周東総合支所から南へ約1.8kmに位置します。

譲渡人は、市外に居住しており、高齢で将来どうしたものかと案じていたところ、譲受人からの申し出があり受諾したものです。譲受人は、東京に本社を置き太陽光発電を全国展開し山口県では33件の発電所を運営している法人です。パネル数は564枚。

9月4日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。近隣関係者への説明記録が添付されており、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、転用面積が3,000㎡を超える案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に、意見聴取することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、840 m²ほか1筆、合計1,697 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、水管、下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路に面し、かつ500m以内に2つ以上の教育施設等が存する第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の隅委員、追加説明をお願いします。

第 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は錦総合支所から西へ約1 kmに位置している農地です。

譲渡人は当該農地を相続により取得しましたがトラクターなどの農業用機械を所有しておらず、農地の維持管理が困難なことから譲受人の農地を有効利用しようと太陽光発電設備の設置による自然エネルギーにて社会に貢献でき、土地の荒廃化を防ぐという意見に賛同し売り渡すこととしました。

8月29日に支所担当者と調査項目に従い現地調査を行いました。5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

事 務 局

報告第1号 農地利用最適化推進委員の退任について、事務局より、報告してください。

総会冒頭に会長よりお伝えしましたが、周東町28区の岡村正樹農地利用最適化推進委員さんがご逝去され、退任となります。

つきましては、岩国市のホームページに、後任の推進委員の推薦の求め・募集を掲載し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者への委嘱の承認についての議案を上程する予定となります。

議 長

報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、300 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,602 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、資材置き場及び駐車場です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地法第18条第6号の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況ともに田。

面積は、2,260 m²です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

以上1件の通知がありました。

議 長

報告第5号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

報告年月日は、令和7年8月5日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。

事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか2件、合計3件の提出がありました。

議 長

報告第6号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

・太陽光発電設備にかかる農地転用に関する注意事項（案）について

議 長

そのほかございませんか。

次回定例総会は、10月16日（木）午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しております。

これで本日の総会は、終了します。本日は、このあと、「農業者等との意見交換会」を開催しますので、引き続き、出席方、よろしくお願いま

す。

それでは、会場の準備をいたしますので、休憩をはさみ、10時40分から、意見交換会を始めますので、よろしくお願いします。
お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年10月16日木曜日10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時30分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 佐 崎 恭 男

署名委員 中 尾 正 浩